

= ストレスチェック制度「50人未満」にも実施義務へ (厚生労働省中間とりまとめより) =

厚生労働省はストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会を開催し、中間とりまとめ案を公開しました。これまで、ストレスチェック制度は、労働者が常時50人以上いる事業所に対して義務化されておりましたが、実施事務対象を50人未満事業所まで拡大することが盛り込まれました。(実施時期は未定)。労働基準監督署への報告については、50人未満事業所に対しては、義務付けしない方向です。今月のビタミンMでは、「**ストレスチェック制度**」についてお伝えします。



ストレスチェック制度とは？

2014年の労働安全衛生法の改正により導入され、2015年12月よりスタートしました。

ストレスに関する質問票を労働者が記入し、それを集計・分析することで、労働者のストレスがどのような状態にあるのか調べる簡単な検査のことです。

質問内容には、「仕事のストレス要因」「心身のストレス反応」「周囲のサポート」の各項目に関する質問が含まれます。国が推奨する職業性ストレス簡易調査票(57項目)を利用することで、労働者が回答し、集計・分析に役立てることができます。

- ☑ ストレスチェックの対象者は、定期健康診断の対象者と同じ範囲になります。
- ☑ ストレスチェックは、医師・保健師等が実施し、外部委託も可能です。
- ☑ 常時50人以上の労働者がいる事業所では、労働基準監督署への実施報告が義務付けされています。
- ☑ ストレスチェックの結果は、労働者の同意がなければ、事業者には提供することは禁止されています。
- ☑ ストレスの高い労働者から申し出があった場合、医師による面接指導が必要となります。
- ☑ 医師による面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要に応じた働き方の配慮が求められます。

ストレスチェックの結果や面接指導結果などの個人情報については、適切に管理し、社内で共有する場合にも、必要最小の限度にとどめましょう。詳しくは、厚生労働省のストレスチェック制度実施マニュアルを活用しましょう。

= 12月2日から、現行の健康保険証は、新規発行されなくなります =

今年(2024年)の12月に健康保険証が使えなくなるのでしょうか。マイナンバーカードがないと健康保険証で受診できなくなりますか。

1



12月2日に現行の健康保険証の新規発行は停止されます。現在、使用している保険証は、その有効期限まで(最長、来年(2025年)12月1日まで)、使用可能です。

マイナンバーカードを持っていない方や、マイナ保険証利用の登録をしていない方は、現行の保険証の有効期限より前に、保険者から送付される「資格確認書」で受診が可能です。なお、これらの方々は「資格確認書」を受け取るための申請は必要ありません。

2



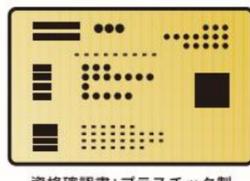
いま使っている保険証の有効期限はどこで確認すればよいのでしょうか。

マイナ保険証を持っていない場合等に発行される「資格確認書」とはどのようなものになりますか。

3



4 健康保険証に有効期限がある場合は、保険証に記載がされています。資格確認書は、保険者によって様式や発行形態は異なりますが、サイズ・形状は健康保険証と同様でプラスチック製・カード型のものになります。有効期限は最大5年以内です。資格取得届時に資格確認証発行要否欄に☑チェックされた方に発行されます。マイナ保険証をお持ちでない方にも発行されます。



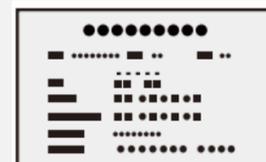
資格確認書：プラスチック製

5

医療保険者から、紙製の「資格情報のお知らせ」も送られてきましたが、どのように使えば良いのでしょうか。



医療機関によっては、マイナ保険証に対応していないケースも想定されるため、資格情報のお知らせ部分を切り離し、マイナ保険証と併せて提示することで、受診が可能となります。



資格情報のお知らせ：紙製

6



「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 労務チーム 友田美津子

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日: 2024.11.22

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG